研究振興局学術機関課長　　澤川　和宏
内閣官房に出向させる
科学技術政策研究所長　　榊原　裕二
科学技術・学術政策研究所長に任命する
科学技術・学術政策局基盤政策課長　　斎藤　尚樹
科学技術・学術政策研究所総務研究官に任命する（以上七月一日）
農林水産省生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室長　　森澤　敏哉
研究開発局地震・防災研究課長に任命する
研究開発局地震・防災研究課長　　寺田　博幹
農林水産省に出向させる（以上七月二日）
青柳　正規
願いにより独立行政法人国立美術館理事長を免ずる（七月七日）
文部科学事務次官　　森口　泰孝
文化庁長官　　近藤　誠一
生涯学習政策局長　　合田　隆史
辞職を承認する（各通）
文部科学審議官　　山中　伸一
文部科学事務次官に任命する
独立行政法人国立美術館理事長　　青柳　正規
文化庁長官に任命する
高等教育局長　　板東久美子
文部科学審議官に任命する
研究開発局長　　戸谷　一夫
大臣官房長に任命する
大臣官房文教施設企画部長　　清木　孝悦
生涯学習政策局長に任命する
大臣官房長　　前川　喜平
初等中等教育局長に任命する
初等中等教育局長　　布村　幸彦
高等教育局長に任命する
大臣官房総括審議官　　田中　敏
研究開発局長に任命する
大臣官房政策評価審議官　　大槻　達也
大臣官房総括審議官に任命する
独立行政法人科学技術振興機構理事　　川上　伸昭
大臣官房政策評価審議官に任命する
大臣官房審議官（初等中等教育局担当）　　関　靖直
大臣官房文教施設企画部長に任命する
大臣官房会計課長　　義本　博司
大臣官房審議官（初等中等教育局担当）に任命する
大臣官房人事課長　　中岡　司
大臣官房審議官（高等教育局担当）に任命する
初等中等教育局財務課長　　伯井　美徳
大臣官房人事課長に任命する
高等教育局国立大学法人支援課長　　芦立　訓
大臣官房総務課長に任命する
大臣官房総務課長　　佐野　太
大臣官房会計課長に任命する
初等中等教育局参事官　　奈良　哲
大臣官房文教施設企画部施設助成課長に任命する
高等教育局大学振興課長　　池田　貴城
初等中等教育局財務課長に任命する
高等教育局視学官　　岸本　哲哉
初等中等教育局参事官に任命する
大臣官房文教施設企画部施設助成課長　　串田　俊巳
高等教育局主任視学官に任命する
科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長　　里見　朋香
高等教育局大学振興課長に任命する
大臣官房付　　豊岡　宏樹
高等教育局国立大学法人支援課長に任命する
科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長　　木村　直人
科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長に任命する（以上七月八日）

文化庁

長官官房著作権課長　　田口　重憲
文化部宗務課長　　長谷川和弘
文部科学省に出向させる（各通）
文部科学省研究開発局参事官　　森　孝之
長官官房著作権課長に任命する
国立教育政策研究所研究企画開発部長　　萬谷　宏之
文化部宗務課長に任命する（以上七月一日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月二十二日午前十時四十七分御出門、福島県く、引き続き、那須御用邸へ行幸啓、同月二十六日午後一時十一分還幸啓になった。

なお、行幸啓の御日程は次のとおり、変更になった。

第一日　七月二十二日
皇居（坂下門）御出門
東京駅御発
福島駅御着
飯舘村立小学校合同仮設校舎
株式会社菊池製作所福島工場
飯舘村立小学校合同仮設校舎
福島県知事公館
お泊所　吉川屋
第二日　七月二十三日
福島駅御発
那須塩原駅御着
那須御用邸（正門）御着
第三日　七月二十四日〔二十五日〕御滞在
第四日　七月二十五日
第五日　七月二十六日
那須御用邸（正門）御発
那須塩原駅御着
東京駅御着
還幸啓

御祝電

天皇陛下は、七月二十八日ベルー国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第4項及び第19条の3第5項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同法第19条第5項及び第19条の3第6項において準用する同法第17条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年7月30日
農林水産大臣　林　芳正

1　臼尻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更
(1)　漁港漁場整備法第19条第5項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2)　縦覧の期間　平成25年7月30日から平成25年8月19日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局函館開発建設部及び函館市役所
2　追直地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更
(1)　漁港漁場整備法第19条第5項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2)　縦覧の期間　平成25年7月30日から平成25年8月19日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局室蘭開発建設部及び室蘭市役所
3　大津地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更
(1)　漁港漁場整備法第19条第5項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2)　縦覧の期間　平成25年7月30日から平成25年8月19日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、北海道開発局帯広開発建設部及び豊頃町役場
4　下関地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更
(1)　漁港漁場整備法第19条の3第6項において準用する同法第17条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案
(2)　縦覧の期間　平成25年7月30日から平成25年8月19日まで
(3)　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部整備課、山口県庁及び下関市役所